

産婦健康診査費用の一部を助成します！

美濃加茂市では、産婦の心や体の健康のために、産婦健康診査費用の一部を助成しています。
「産婦健康診査受診票兼結果票」（受診票）を使用できずに医療機関に健診費用を全額支払った場合は、下記のとおり一部健診費用を償還払いします。



助成の対象となる条件

- ◎産後、市内市外を問わず、産婦健康診査を実施している医療機関において産婦健康診査を受診した産婦で、下記に該当する者
- ・産婦健康診査を受診した産婦が受診日において美濃加茂市内に住所を有すること
 - ・助成申請日が、産婦健康診査受診日の翌日から6か月以内であること
 - ・他市町村等で当該費用にかかる助成を受けていないこと

助成額

回数	受診期間	金額
1回目	産後2週間	上限5,000円
2回目	産後1か月	上限5,000円

助成金の申請方法

- ①医療機関で産婦健康診査を受診してください。
- ※産婦健康診査の結果が必要となります。健康診査の際には、必ず母子健康手帳を持参し、医療機関で結果を記入してもらってください。
- ※費用を支払ったら、領収書を必ず受け取ってください。
- ②産婦健康診査受診後、下記の必要書類を保健センターへご持参ください。
- ※申請期限は、健康診査受診日の翌日から6か月以内です。
- 申請書「美濃加茂市産婦健康診査費用助成金交付申請書兼請求書」（様式第2号）
- 母子健康手帳（産婦健康診査の結果が記載してあるもの）
又は、産婦健康診査受診票兼結果票（産婦健康診査の結果が記載してあるもの）
- 産婦健康診査費用の領収書及び明細書（原本）
- 振込先である銀行等の口座、名義が分かるもの（通帳など）

助成金の支払い

申請後、書類確認等の調査を経て、助成金の交付・不交付を決定します。
助成金は、申請者が指定した口座に振り込みます。（※振り込みには日数を要します。）

<申請・問合せ先>：美濃加茂市役所 健康課（保健センター）

〒505-0010 美濃加茂市健康のまち1-2 TEL (0574) 25-4145